

# 群会議の話題

第483号

2025年9月8日発行  
大田区西蒲田6-17-4  
東京土建大田支部  
TEL 3731-5527  
FAX 3735-1537  
HP: <http://doken-ota.jp>  
メール: [info@doken-ota.jp](mailto:info@doken-ota.jp)  
©9月1日組織人員  
現在3,941人

## 今月のテーマ

### 組合員を増やす秋の拡大月間始まる 多数の仲間の協力が組合の力に

長かった夏もようやく落ち着いてきました。今年は猛暑日が観測史上もつとも多い記録的な年になりましたが、皆さんはこの猛暑をどう乗り越えましたか？

先日も現場で意識が薄れ足場から落下し、頭と足に軽傷を負った仲間が出ました。熱中症によるものと思われれます。猛暑下では気付かないうちに脱水症状や高体温にさらされます。休憩のはさみや水分摂取のタイミングなど、現場の衛生管理について確認しておきましょう。

今後も黒潮海流や亜熱帯ジェット気流の向きに変化が起きない限り、北半球の猛暑は続くといわれています。

さて今月からいよいよ組合員を増やす拡大月間に突入しました。東京土建全36支部が、組合行動の中でもっとも大きな取り組みに位置付けています。

今月の分会執行委員会（拡大出陣式）を皮切りに、組合未加入の個人・法人事業主、一人親方や職人・労働者を掘り起こし、東京土建の仲間のつながりを最大限活かしながら組合加入へとつなげます。

今月の群会議では、すべての組合員に情報提供をかならず呼び掛けてください。

「組合に入っていない方を紹介してください」、「組合共済や互助制度、自動車・自転車保険など良い制度を伝えてください」、「土建国保の魅力（保険料や給付など）を伝えれば関心を持つ人が必ずいますよ」、「独立して法人を起業する際にはすぐに組合を紹介して下さい」、「伝えられる言葉はたくさんあります。」

群会議は集金もあり、十分な時間の確保がむずかしいですが、拡大月間中は、仲間のふところへ一歩あゆみ、コミュニケーションが取れるよう心掛けてみましょう。

未加入者は東京土建のことを知りながらも、組合の魅力を知る機会に十分触れていません。建設業に特化した私たちの各制度・業務について説明が難しければ、支部役員や書記局が対応しますので、その際はお気軽にひと声かけてください。

支部では拡大行動への組合員の参加と、群1人の拡大目標を掲げています。全都で一つの目標に向かい、群からも組合員や家族に協力を呼び掛けていきましょう。

## どけんカレンダー (2025年9月7日～10月18日)

日	月	火	水	木	金	土
7	8	9	10	11	12	13
9月				分会執行委員会 分会拡大出陣式		
14	15	16	17	18	19	20
		群会議		分会集約会議		
		拡大行動日		拡大行動日	法律相談	
21	22	23	24	25	26	27
			税理士相談 拡大行動日		拡大行動日	
28	29	30	1	2	3	4
		拡大行動日	10月	拡大行動日		
5	6	7	8	9	10	11
	法律相談			拡大行動日		
12	13	14	15	16	17	18
				群会議		
			拡大行動日	拡大行動日		

### ◆当面の予定◆

★法律相談(要予約・無料)  
日時 9月19日(金)午後2時  
10月6日(月)午前10時  
離婚・相続、顧客・社員トラブル、交通事故、不動産問題など

★税務相談(要予約・無料)  
日時 9月24日(水)午前10時  
個人・法人独立、所得税・消費税・法人税、インボイス、節税対策など

★建築士相談会(随時受付)  
建築工事、耐震、区制度など

※それぞれの相談予約は  
支部へ 3731-5527

※分会・群の会議・拡大行動日は各々設定しています。  
分会日程は最寄りの役員に確認してください。

白抜きの日は業務休止

# 石綿訴訟 歴史的な和解が成立！

## 主要メーカー7社 52億円の支払いへ

8月7日、複数の建材メーカーに損害賠償を求めた二つの訴訟について、大規模な和解が東京高裁で成立しました。建材メーカー7社が446人の原告（支部組合員・遺族も参加）に約52億3千万円の和解金を支払います。

アスベスト（石綿）健康被害者による集団訴訟では、21年に最高裁が国と一部メーカーの賠償責任を認めたため、国による被害者に

向けた給付金制度がすでに成立しています。（特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金）

しかし建材メーカー側は具体的な賠償額などで争ったため、訴訟が継続されてきました。今回の和解はたいへん画期的であり、アスベスト疾患の苦しみの中で奮闘してきた原告やその遺族、共に支援してきた組合の仲間の頑張りがあってこそこの画期的な成果といえます。

### ◆大阪高裁でも和解成立

歴史的な和解が成立した翌8日、大阪高裁でもメーカー訴訟の和解が成立しました。屋外作業員らは救済対象外となりましたが、全国と同種訴訟でも救済が続くことが期待されます。引き続き全面解決に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆第三次担い手3法

#### セミナー

担い手3法とは、建設業に関する3つの法律（建設業法・入契法・品確法）のことをいいます。全国百万人署名を成功に収め、国会で担い手3法がまとめて見直され、事業主は労働者の処遇確保、また経営と従業員を守ること、そして下請事業者や労働者による処遇改善要求が法律で保証されるなど、持続可能な建設業がつけられていきます。自治体でもこの法律に基づいた

条例が進められており、公共工事に参加する事業者は、今後正しい知識が求められていきます。支部では「第三次担い手3法」

についてのセミナーを開催します。詳細は今月配布するチラシ案内兼

申込書をご確認ください。

「日時」11月12日（水）

午前10時～正午

「会場」支部会館4階

「講師」佐藤本部常任中執

### ◆火災・地震共済 五組合

#### 加入促進キャンペーン

9月から12月にかけて、火災・地震加入者を対象にキャンペーンをおこないます。加入者には抽選で賞品をプレゼントし、地震共済加入者には、地震賞品も当たるダブルチャンスです。詳細は今月配布する応募用紙をご確認ください。

### ◆東京都に宛てた

#### はがき要請行動

今月も引き続き、東京都に対する要請はがきの集約をおこないます。未提出のはがきが群にありませんでしたら、今月中に提出しましょう。

◇注意

▽職種の記入  
建設会社の社員や設計事務所の社員など、建設業とわかるように明確な記入をお願いします。

▽自分の住所・氏名を記入  
必ず自分の住所・氏名を記入して下さい。住所・氏名の修正や書き換えは認められないので注意。

### ◆法人事業所調査の

#### 取り組み

東京都から土建国保に対して、加入法人事業所の事業内容を確認するよう指導がありました。

これを受け、対象となる法人事業所に対して、業種確認書類の提出を求める旨の書類を発送します。

「提出書類」次の①から④の書類のいずれか一つ

- ①建設業許可通知書の写し
- ②建設産業に係る公的機関から発行された各種登録書の写し
- ③労働保険関係書類の写し
- ④法人税の確定申告書又は法人税

申告時に添付する法人事業概況説明書、事業内容が特定できる請負契約書、領収書等の写し

「提出期限」10月中旬

## 支部行事BBQやいます

大好評だった全分会がそろったバーベキューパーティを来月開催します。組合員・家族であればどなたでも参加できます。参加希望の方は所属の分会・群に出席の旨を伝えてください。

【日時】10月19日（日）午前10時

【会場】大井ふ頭はげつき磯バーベキュー場  
（大田区東海1-1）

【対象】組合員と家族（祖父母孫まで）

【会費】なし（テントは分会単位）

☆バーベキューのほか、ゲーム・大抽選会など、皆で楽しめる内容を企画しています。お気軽にご参加ください！

雨天予備日11月9日（日）